

街区の新設及び変更について

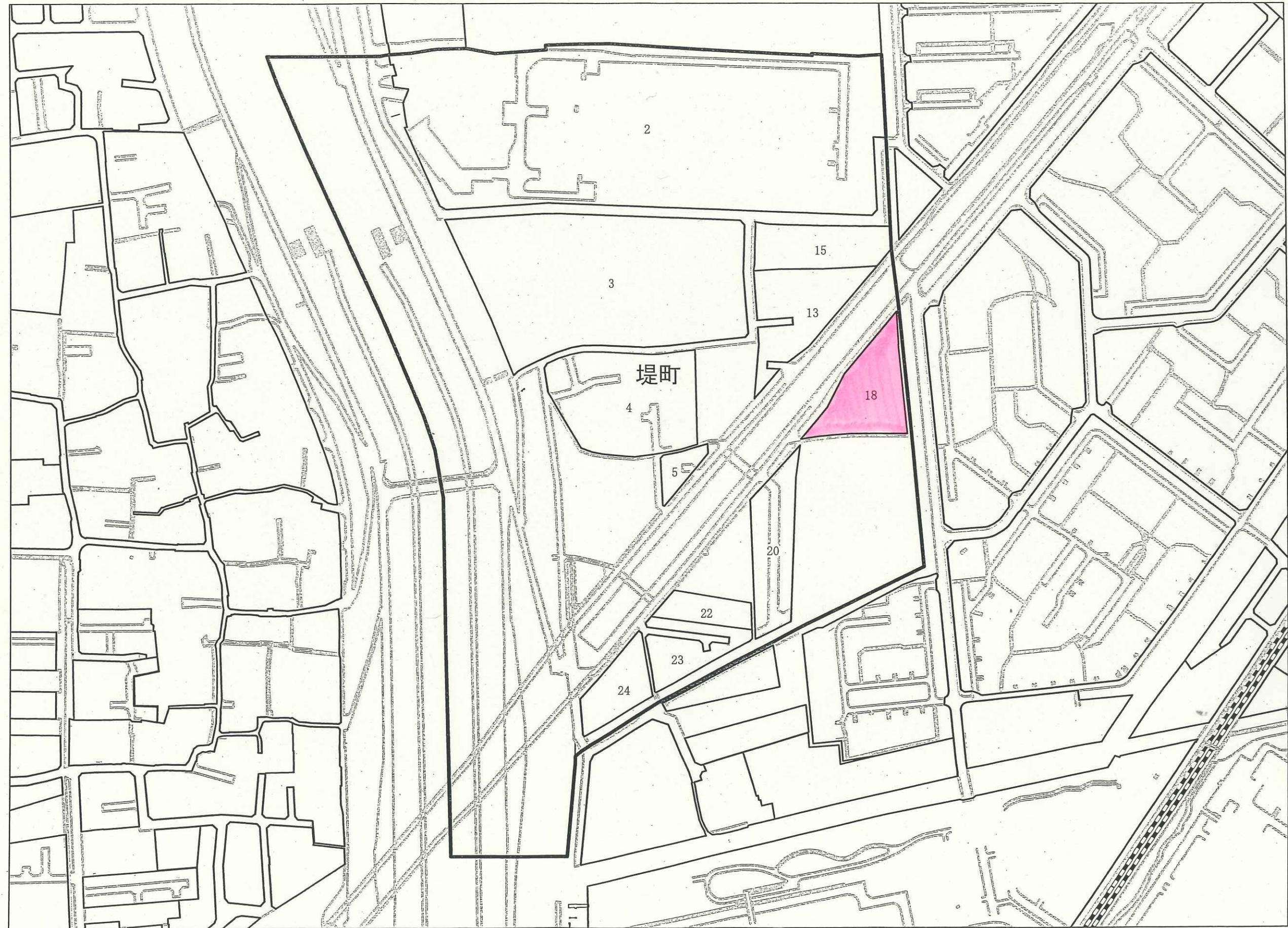
住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を新設及び変更する。

令和7年2月20日

高槻市長 濱田 剛史

記

- 1 実施区域 別図1から別図2のとおり街区を新設及び変更する。
- 2 町名及び街区符号 堤町19番街区（新設）
堤町18番街区（変更）
- 3 実施期日 令和7年2月20日



街区位置図

堤町

